



秋田市中心市民サービスセンター「センタース」

## 貸出施設の使用について

中央地域づくり協議会[指定管理者]

### 1 開館時間および休館日

午前9時から午後9時まで（12月29日から翌年1月3日まで休館）

### 2 使用料

施設使用料は、営利目的の活動でない場合はすべて無料です。ただし、次の設備は営利・非営利にかかわらず有料となります。

照明器具（多目的ホール） 50円/時間

調理器具一式（調理室） 150円/時間

陶芸窯（陶芸工作室2） 250円/時間

### 3 使用の予約申し込み

使用予定日の前月1日から、インターネット（秋田市公共施設案内・予約システム）、電話又は受付窓口にて使用予約を受け付けします。

中央市民サービスセンター施設使用受付窓口 電話 8 8 8 - 5 6 4 4

秋田市公共施設案内・予約システム <http://www.city.akita.akita.jp/city/gandr/>

### 4 使用回数

1か月に使用できる回数は、原則として、1回4時間以内の使用で月2回までです。5時間以上使用する場合は2回分とみなします。

使用の予約は、前月1日から受け付けします。ただし前月20日以降に空きがある場合は2回分の追加受け付けが可能です。（1日の使用は8時間以内とします。）

### 5 使用の開始および終了

- ・施設の使用当日は、使用前に受付窓口で「使用許可申請書」を記入し、使用後は受付窓口へご連絡ください。
- ・有料の設備を使用する場合は、申込時に受付窓口へ申し出てください。
- ・施設の使用後は、施設および付属設備等を原状に復し、清掃を行い、ゴミ等は持ち帰ってください。

- ・使用時間には準備、片付けの時間を含みます。次の使用者に迷惑がかからないよう十分留意してください。

## 6 使用上の注意

- ・センター内での飲食は、他の使用者に迷惑がかからないようお願いします。
- ・センターを含む市庁舎内は全面禁煙です。
- ・使用前に非常口を確認してください。また、非常口や消防設備の付近に物品を置かないでください。
- ・管理の都合上、施設使用中に管理人が立ち入る場合があります。
- ・火災、爆発、その他危険が生じるおそれのある行為をしないでください。
- ・騒音または大声を発する等、他の使用者や来庁者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ・施設等を汚損し、または損傷するおそれのある行為をしないでください。施設等を破損又は滅失したときは、直ちに受付窓口へ連絡してください。
- ・許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないでください。
- ・許可を受けた施設以外へ立ち入らないでください。
- ・管理人に断りなく備え付けの物品を移動しないでください。
- ・その他、管理上支障となる行為をしないでください。
- ・センターの利用時間は午後9時です。終了後はすみやかに退館してください。
- ・駐車場は市役所来庁者も利用します。また、敷地内では外構工事が行われており、駐車場が大変混雑するおそれがあります。できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関の利用をお願いします。また、自家用車を利用する場合は乗り合いにご協力ください。

## 7 使用の制限

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき、管理上支障があるとき、使用の許可条件に違反したときは、使用を制限又は停止します。
- ・施設の設置目的から逸脱した使用（1人での占用、冠婚葬祭、宗教団体の布教・教化活動、物品販売のみを目的とする使用、飲酒目的の会合など）は、許可しておりません。